

令和 6 年 5 月

遊佐町農業委員会第 2 回総会議事録

1. 開催日程 令和 6 年 5 月 27 日（月） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 20 分
2. 場 所 遊佐町役場 第 4 会議室
3. 会議に付した議案

- | | |
|----------|--|
| 報告事項 1 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について |
| 報告事項 2 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について |
| 報告事項 3 | 賃借料の変更通知書の受理について |
| 報告事項 4 | 地目変更登記にかかる照会に対する回答について |
| 議 第 5 号 | 非農地証明願いについて |
| 議 第 6 号 | 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について |
| 議 第 7 号 | 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について |
| 議 第 8 号 | 農地法第 4 条の規定による申請について |
| 議 第 9 号 | 農地法第 5 条の規定による申請について |
| 議 第 10 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について |
| 議 第 11 号 | 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について |

4. 出席委員 (15 名中 12 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
		2	大 谷 浩 夫	3	榊 原 一 男	4	高 橋 敬
5	小 田 原 英 史					8	石 垣 建
		10	高 橋 茂 央	11	高 橋 晃 広	12	小 松 正 志
13	前 川 一 城	14	那 須 久 美	15	齋 藤 勝 広	16	佐 藤 充

5. 欠席委員 (3 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	三 浦 祐 輝	7	高 橋 正 樹	9	小 野 寺 一 博		

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (3 名)

太田智光事務局長、菅原恵里係長、高橋息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	定刻になりましたので、遊佐町農業委員会の5月定例会を開催させていただきます。 初めに、本日の出欠の状況報告を榊原懲罰委員長よりお願い致します。 (3番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)
3番 榊原 一男委員	本日の出欠状況を報告いたします。 「1番 三浦 祐輝」「7番 高橋 正樹」「9番 小野寺 一博」届出欠席 以上、欠席委員 3名、出席委員12名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。
事務局	ありがとうございました。 それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。
佐藤会長	(挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤 充会長より議長をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) では5番 小田原 英史 委員と8番 石垣 建 委員にお願いします。 なお、書記は、事務局の高橋主事を指名します。 それでは、総会次第に基づき進行いたします。 報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	ご説明いたします。 報告事項1. 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について 合計14件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。 続きまして、 報告事項2. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について 解約の各案件については関連する案件が議題7号と10号に申請されておりますので後ほど説明いたします。 報告事項3. 賃借料の変更通知書の受理について 各案件で当事者の合意により賃借料を変更するものです。 報告事項4. 地目変更登記に係る照会に対する回答について 説明いたします。補足説明資料に登記官からの照会書、事務局長名での回答書等を添付しておりますので併せてご覧ください。 照会地は農業振興地域内の農用地区域外、都市計画区域内で、年月日は不詳ですが転用許可を得ないまま住宅の敷地として使用しており現在に至っております。固定資産税も宅地で課税されております。4月9日付けで法務局酒田支局から照会があり、4月19日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、

	大谷委員の3名で現地調査を行いました。周辺の農地に影響はなく、復元しても農地として継続利用できないと判断し、原状回復命令は行わないと法務局酒田支局に回答しております。説明は以上です。
議長	只今の報告事項について、何か質問・意見等がありましたらお願いします。ありませんか。 (質問・意見なし) 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、齋藤委員長より報告をお願いします。 (15 番 齋藤 勝広 会長代理が挙手し、議長が指名する)
15 番 齋藤 勝広会長代理	5 月 20 日に、第 2 会議室で委員 4 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 6 号、7 号、10 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第 5 号 非農地証明願いについて事務局の説明をお願いいたします。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明をお願いいたします。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	説明いたします。審査基準書、補足説明資料は 1 ページからご覧ください。番号 1、226 m² です。 申請地は都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地外で、これまで一度も農地として使用したことはなく荒廃しています。 元々は東側の現在建物が建っている土地と一筆の畑でありましたが、平成 20 年に農地転用のため分筆し、申請地がそのまま農地として残されて現在に至っている状況です。申請地は傾斜になっており、一部には水道の本管が埋設されているため、農地に復元するのは困難な状況です。 20 日に石垣土地専門副部会長、佐藤会長、齋藤委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、このあと報告をお願いいたします。 以上 1 件について、現況非農地として証明してよろしいかご審議いただきたいと思います。以上です。
議長	それでは、8 番石垣副部会長より現地調査の報告をお願いします。
8 番 石垣 建 委員	はい。審査基準書の 2 ページをご覧ください。写真が 2 枚ものでございます。 上の方、左側に建物が立っております。 旧道沿いの場所で、この建物写真に写っているのは裏側なんです、表の方はリフォームを扱う、個人経営の事業主さんです。 この事務所兼宅地の裏側が現地ということになります。 今、報告があったように、分筆をして家を建てたんですが、残されたとこ

	ろは畑のまま、これを非農地証明してもらいたいということでした。 現地の方は、新しいと言っても 20 年近く耕作してないということ、なおかつ、下の方には、水道管も埋設されているということで、真ん中の方は樹木を切り払って綺麗になっておりますけれども、これは笹竹が家の近くまで来てますんで、この侵入を防ぐために、刈取っているというような状況ということでした。 ここで畑として耕作をしてという現状ではなかったということでもあります。 非農地という扱いで良いと思いました。 以上です。
議長	ありがとうございます。次に、齋藤勝広委員より現地調査の報告をお願いします。
15 番 齋藤 勝広 委員	はい。私も石垣委員と同じく、写真を見てもらえばこの通りの状態で無理やり作れなくはないですけど、東に大きく建物が建ってしまって、トラクターとか行けるようなそういうスペースもあまりないようなので、これは許可相当だと思いました。以上です。
議長	ありがとうございます。 最後に私から、現地調査の報告として副部長からもありましたけれども機械も入れなくて、水道管も入っていますし、面積もとても小さく、非農地で良いと思います。以上であります。 それでは、質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 5 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 5 号 非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。 次に、議第 6 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明をお願いいたします。
事務局	説明いたします。審査基準書は 3 ページをご覧ください。 農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。詳細について、説明します。 番号 1～3 については譲受人が同一人物で、事情も同じになりますので、まとめて説明いたします。また、現地調査は高橋茂央委員にお願いしていただいたので、後ほどご報告をお願いいたします。 番号 1 は、55 m²。総額 10,000 円、単価は 181,820 円です。 番号 2 は、78 m²。総額 10,000 円、単価は 128,200 円です。 番号 3 は、185 m²。総額 20,000 円、単価は 108,110 円です。

	3件とも集落で基盤整備のとりまとめの際に合意となったものです。現在の場所は離れていますが、基盤整備後に譲受人宅の近くにまとまる予定のようで、家の近くであれば畑をやりたいということのようです。また、耕作は基盤整備後から始める予定とのことで、それまでは維持管理を行っていくということでした。 また、単価にばらつきがありますが、これは100,000円で計算した金額をキリの良いところまで色を付けた金額にしたいという譲受人の希望によるものです。 番号4 この案件は小野寺一博委員に現地調査をお願いしているため、調査結果も合わせて説明します。 土地は、249㎡、贈与での所有権移転になります。 事情としては、昔、この場所を譲渡人の家と譲受人の実家で交換したという話のようで、現在まで登記を変更できずにいたため、譲渡人のほうから登記を変えてほしいと話があり申請となりました。柿の木がある場所のようで、今後も柿を作っていくとのことでした。 事務局からの説明は以上です。
議長	それでは、番号1～3について、高橋茂央委員より現地調査の報告をお願いします。
10番 高橋 茂央 委員	はい。私から報告いたします。 審査基準書の4ページの上の地図になります。 この地図の一带で基盤整備がかかる予定で、集落のとりまとめの代表者が仲介して、まとまった案件になります。 譲受人と譲渡人のそれぞれからお話を伺いました。 譲受人は、集落の外に畑がありまして、その畑を作っているんですけども、少し遠くて管理が大変だということでした。 基盤整備にかかると、ここにある畑の一部が、譲受人の自宅近くに集積されるということ知って、近くに集積されるなら、そこで野菜を作りたいということで、畑を買いたいという旨を代表者に話したそうです。 そこで、このエリアの畑の持ち主を調べたところ、3名の方の名前が出てきて、それぞれ声をかけたそうです。 それぞれの土地について譲渡人の方々からお話伺いました。 一人目はカボチャを作付けしていたんですけども、基盤整備がかかると畑が自宅から離れることになり、管理が難しくなるので手放すということに合意したそうです。畑の状況としては、最近まで管理していたということもあって、わりと綺麗で、草もあまり生えていないというような状況でした。 二人目、三人目ですけども、話をされるまで土地の存在を知らなかったということでした。 二人目の方は、畑を欲しがっている方がいるという話を聞きすぐに合意したそうです。 三人目の方も同じく、話をされてからすぐに合意したそうです。この方はこの畑のことを調べたそうで、父親が相当昔に貸していた土地のようですが今はもう放置状態ということでした。 地図の申請地左側にスペースがありますけども、そこで野菜を作付している方がいるようでして、申請地の方まで綺麗にしてくれているということで、

	意外にも綺麗な状態で、草や木は全然生えていないような状況でした。 この単価のばらつきですが、先ほど事務局からありました通り、10 アール当たり 10 万で計算した金額に、要望を通じて、キリの良い金額に、したいという譲受人の希望によるもので、双方合意しています。 基盤整備がかかるまで草刈管理などしっかりとおっしゃっていたので、問題ないかなと思います。
議長	ありがとうございます。それでは質疑に入ります ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (15 番 齋藤勝広委員が挙手し議長が指名する)
15 番 齋藤 勝広 委員	この 3 ヶ所が、最終的にはどこかに 1 つにまとまるってということですか。
10 番 高橋 茂央 委員	はい、そうです。
15 番 齋藤 勝広 委員	譲受人の家の場所はどこですか。
10 番 高橋 茂央 委員	地図には出ていませんが、地図に出ている範囲より少し北側です。
15 番 齋藤 勝広 委員	わかりました。
議長	他にありませんか。それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。 議第 6 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 6 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 7 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明をお願いします。 (事務局長が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局員が挙手し、議長が指名する。)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は 5 ページをご覧ください。 農地法第 3 条による賃借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。 番号 1、1,011 ㎡です。賃借料は 28,000 円になります。 この案件は、現在、借人が借りている他地区の場所が使えなくなるため、場所を探したところ貸人と合意したとのことです。 今回、内面積での契約になっていますが、全部で 6 棟あるハウスの内 2 棟を借りるということのようです。 また、報告事項 2 で報告した借人が借りている場所を解約し、番号 5 で貸人が解約した場所を新たに賃借する案件になります。 現地調査は高橋敬委員にお願いしていましたので、後ほど報告をお願いします。事務局からは以上です。

議長	それでは、番号1について、高橋敬委員より現地調査の報告をお願いします。
4 番 高橋 敬 委員	5月7日の夕方4時から、現地調査をさせていただきました。 借人に実際には現地調査の日程を決めましょうということで電話をしたんですが、もうすでに作付けとかについては、2月の末あたりから借りているということで、今のハウスにいますので今であれば大丈夫だということで、電話をかけてすぐ、5月7日の4時から現地調査をしたという状況になります。 先ほどお話ありましたように他地区に借りていたハウス、500平米ぐらいのところが使用できなくなったということで、場所を探していたところ、この貸人の空きハウスに行き渡ったということで、6棟のうちの2棟を借り受けることで合意をしたということのようでした。 先ほどお話しましたように事前に使用承諾を受けていたということで、1棟については、ミニトマト、もう1棟はダイコン、ニンジンが栽培されており、もうすでに大きくなっているというような状況でした。 借人については5年前に新規就農したということで、ミニトマト農家で1年間研修をし、今までは水耕栽培をしていたんですが、今回、水耕施設がないということで、土耕で挑戦をしたいということのようでした。 漬物の加工も手がけているということで、隣のハウスについてはダイコンとニンジンを栽培しているということでした。 その他、町内でも農地を借りているということで、3反歩ぐらいの経営面積になっているということでした。忙しいときには、別経営されている旦那の手を借りて作業をこなすということでした。 農機も一通りそろっているということで、ハウス内も非常に綺麗に管理されていたということもありまして、借人としては特に問題ないということで、許可相当かと思います。以上です。
	ありがとうございます。 それでは、質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問・意見なし) それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。 議第7号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第7号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第8号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。 (事務局長が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局員が挙手し、議長が指名する。)
事務局	それでは説明いたします。 審査基準書は6ページから、補足説明資料は8ページからご覧ください。 番号1 255㎡。外2筆、計3筆 3,212㎡です。 申請理由はクロマツの植林のためです。

	申請地は、都市計画区域内、農振農用地区域外、土地改良事業受益地外の農地で、北側、西側、東側は山林となっております。第1種、3種等いずれの農地区分にも該当しないため、第2種農地と判断されます。また、写真を見て分かる通り、既に植林が実施されております。 この農地は、申請者の母親がサツマイモを作っていましたが、母親が亡くなり、平成30年頃からは維持管理のみで作付けはしていませんでした。ちょうど町が県の補助事業で小学校児童による植林事業のための場所を探していたところ、今回の申請地とマッチングしたということでした。 本来、事前に農地転用の許可を受けてから事業に着手するべきところですが、申請人も町の担当者もそのことを認識しておらず、事業に着手してしまったということです。申請人が町民課に地目変更の相談をしたことで植林の事実が発覚し、今回の申請に至りました。 現在違反転用状態ではありますが悪質性はなく、周辺農地への影響もないことから、許可はやむを得ないものと考えます。 20日に、石垣土地専門副部会長、佐藤会長、齋藤委員の3名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。 今回、町で実施した事業が違反転用になってしまい、大変申し訳ございません。今後同じことのないよう周知していきたいと思います。説明は以上です。
議長	それでは、8番石垣副部会長より現地調査の報告をお願いします。
8番 石垣 建 副部会長	はい。調査ということで現地に行ったわけですがけれども、転用はすでに行われ植林も終わっていたということで、審査基準書の7ページの写真を見てもらえばわかるかと思います。 様々ないきさつがあったように今、係長の方からも説明がありました。良い機会だなあと思っておりますので、付け加えてちょっと話をさせてもらいたいと思います。 先祖からこの場所の黒松林は、風が強く被害が大きいので松を植え、防風林の役割を果たしてきたわけです。それがずっといづれ管理されてきたということで、今になるわけです。 ただ、時代とともにその山の持ち主が業者に砂を売るという案件があって、業者の方で砂を採るために、黒松を伐採とか、あるいは最近問題になっている、松くい虫の被害が発生をしたりして、松林の維持管理というのが大変難しい状態になっておるのはご承知のことと思っております。 最近でも高速道路、この松林の中を通るということで、大規模な工事がかかったんですが、工事は周辺の黒松を伐採して、大型機械などを入れて高速道路を作るわけです。 そのあと、県の指導で伐採した後に、植林をして復旧をしないよという指導も当然入っているんですけれども、その業者が植えた黒松の前で半分近く死に絶えまして、なかなか、県の方では何とかしなさいという強い指導も入ったということで、この絡みで、伐採された黒松が以前のような形で復旧するのは、現時点では非常に難しいという案件も最近起きました。 失われた黒松林は、植林の事業でしか回復ができないということで、この植林という事業そのものは、防風林として松林を維持管理していくという意味では、非常に大事な活動になっております。 今回、順序が逆になってしまいましたけれども、写真の通り、整然と植林が

	行われております。 ぜひこの案件、その辺のところを理解していただいて、許可していただきますよう、私からも何とかお願いしたいと思っております。 長くなりました。以上です。
議長	次に、15 番齋藤委員より現地調査の報告をお願いします。
15 番 齋藤 勝広 委員	私も同じく、写真をご覧になれば、この通りでありまして、教科書に出るようなすばらしい管理状態でありました。 何か、その手続きは前後したようですけども、これからも防風林としてやっていければ許可相当と思います。以上です。
議長	最後に私から現地調査の報告をいたします。 今 2 人の方から説明してもらいましたが、先ほど係長から北側、西側、東側と山林ということで、多分ここも山林と思ったんでしょう。 たまたま探して場所があったということで、綺麗に植わってありました。先ほどから順序が逆になったとありますけども、転用許可しても良いのかなと。何とかお願いしてきたいなと思っておりますので、報告いたします。以上であります。 それではただいま事務局からの職員からの説明と現地調査委員からの説明が出ましたが、発言のある方は挙手願います。 (4 番 高橋敬委員が挙手し議長が指名する)
4 番 高橋 敬 委員	山林と一緒にいるところは、その前から植林されていた山林という形になっているんでしょうか。
事務局	6 ページの下の方で、現況地目、登記地目ということで書いてあるんですけども、この一番大きい土地については、登記地目が山林となっております。 多分昔は山林だったのかなと推測されるんですけども、そこを切り開いて畑にして、長年使っていたのかなというふうに推測されます。 現況が、この 2 筆についてはもともと、登記地目も現況の畑ということで、ここ一帯を今まで申請者のお母さんが使っていたということのようなんですけれども、農地法の関係でいうと現況を見ますので、現在畑として使っているということで、畑という扱いでの今回転用申請ということになりました。
4 番 高橋 敬 委員	はい。 それからもう 1 つ、すみません。 植林をする場合ですね、私もこれ初めてのパターンだと思いますけど、松替えだとか、作業は、個人じゃなくても助成とか県の事業とかでやるんですか。
事務局	今回の植林事業は県の補助金を使ってということのようです。
4 番 高橋 敬 委員	管理もこれからは全部県の方でやるんですか。
事務局	そこについては担当の方に聞きましたが、それは個人でということです。 町は植林事業のみで、そのあとの管理までは個人でということでした。
8 番 石垣 建 委員	よろしいでしょうか。 広域な黒松林を維持管理するために、砂丘地砂防林環境整備協議会という会があります。これは、西遊佐地区の全集落の区長さん、稲川地区の全集落の区長さん、高瀬地区の一部の地区の区長さんと遊佐町議会議員全員、それから地域担当農業委員、県議会議員、遊佐町役場、庄内みどり農協が構成員

8 番 石垣 建 委員	となって植林された場所の維持管理をしているということです。 役場、農協、各集落からもお金をいただいております。植林関係で言えば、県税に緑環境税というのが近年あるのです。その税金を使わせていただいて、あるいは砂防林の予算の中で振り分けて、あるいは個人のお金を出してという、それぞれのお金をまず割り振って、そして植林の事業を進めているようです。 この件に関しては緑環境税という県税を使わせていただいたということのようです。 植林そのものは県の税金だから、県が主体でやればいいんじゃないのということではなくて、地域集落の皆さんのお金もいただきながら、それぞれの植林の活動をしているというふうに聞いております。以上です。
議長	ありがとうございます。 他にありませんか。 それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。 議第 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 9 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局より説明を求おねがいします。
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局員が挙手し、議長が指名する。)
事務局	説明いたします。審査基準書は 10 ページ、補足説明資料は 18 ページからご覧ください。 番号 1、366 m²、外 3 筆、計 4 筆、1,345 m²です。 申請理由は資材置場のためです。 申請地は、都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地外の農地であります。農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地に該当するため、第 2 種農地と判断されます。 譲受人は、庄内北部地域や秋田の方でも業務を請け負うことが多くあり、作業効率の向上を図るため、庄内北部の 7 号線沿いに候補地を探し今回の申請に至りました。 周辺には農地がないため影響はなく、業務上必要な施設と判断されるためやむを得ないものと認められます。 資金も残高証明で確認して確実性があり、許可相当と考えます。 20 日に、石垣土地専門副部長、佐藤会長、高橋晃弘委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。説明は以上です。
議長	それでは、8 番石垣副部長より現地調査の報告をお願いします。
8 番 石垣 建 委員	審査基準書の 11 ページをご覧ください。 写真が 2 枚付けております。下の方の写真の中で、左側奥に建物ありますけれども、これが工場、その隣が現地でした。 確かに草はそれなりに生えておりますけれども、ここ一帯を会社の資材置

8 番 石垣 建 委員	場にしたいということで、やむを得ず、そういう形でもしょうがないのかなと現地を見てきたところであります。 ただ、ここにたどり着くまで林道を 20 メーターぐらい通らなければいけない場所ですが、林道のすぐそばに松が生えています。枝が林道の上に覆いかぶさっている状況もあり、その枝の処理についても話がありました。 私の方からも、建設会社ですので、重機の燃料、または廃油等、そういう油類は保管しては困るということも付け加えたところであります。 隣が工場ですので、油の廃油の臭いがしても困るし、そばが黒松林なので、その辺も気を使ってくださいと話をしてきました。以上です。
議長	次に、11 番高橋晃弘より現地調査の報告をお願いします。
11 番 高橋 晃弘 委員	私の方でも立ち会わせていただきました。 4 筆の土地につきましては、山を均して平らにした形跡がしっかりあります。もともとこの一帯は畑にして、また一部東側の前は牛舎等もあった場所ではあります。現在は経営をされておられませんので、何もありません。 北側の方には、工場ができていう状況になっていますので、この辺を大規模に畑でやっていこうということは、ほぼないという状況であります。 またこれだけ砂を取って平らに整地したというのは、畑にしようとしたのかそれとも、砂を何かに使ったのかはわからないですけれども、現在綺麗に刈取り等はされているがために、木も生えていませんし、草も伸びも 1 年ぐらいなのかなという伸び方しかしてないようでした。 ただ砂地ですのでやはりそういう油類とかそういったものにも浸み込みは考えられますし、隣が工場なので、そういったものはよくないのかなと思います。 ただ、その辺の確認をしっかりしながらであれば、問題はないのかなと思います。 また、この今日のように林道というのは石垣委員がお話しましたが、ここ、もともと坂道があったところに、バイパスができたときに子供たちの通学路を確保するために、ここにしっかり舗装をした道路を作って、その先に歩道橋ができてあると、そういう場所になっています。 ですからこの道路を行きますと歩道橋に繋がっていますので車はもういけないという、行き止まりになっていますので、他に行けるような場所でもないですし、資材を置く分に関しては大きな問題ないのかなと。 ただし、道路挟んで西側の方では、地域の皆さんが家庭菜園ということで、畑は作っております。 売り出しするほどの畑ではないので、問題はないのかなと思います。 そうしますと道路と四角い土地のところに三角の土地がまだ少し残っております。 この土地も前は畑にしていたらしいですが、19 ページの下の図面を見てもらうと、赤で囲んだところの西側に斜めになった三角地のような土地が少しあるかと思います。 図面がちょっといびつになっていますので道路が綺麗に繋がっていませんが、ここはもう道路に分筆してあります。 そこから一段低い形で三角が残ってしまして、この土地もいずれ何とかして欲しいよというような話を現地でしたという状況ではあります。 持ち主の方も町外の方ですし、今後ここで畑をするというつもりはないの

11 番 高橋 晃弘 委員	かなということを考えますと、これはやむを得ないのかなと考えられます。 以上です。
議長	最後に私から現地調査の報告をいたします。
16 番 佐藤 充 会長	この場所は国道のすぐそばにあります。 この場所は放置されてしまうと、草ぼうぼうになりますので、しっかりした会社ですので、許可相当と思います。以上であります。
議長	ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (4 番 高橋敬委員が挙手し議長が指名する)
4 番 高橋 敬 委員	値段は農業委員会では関与しないのですか。
事務局	値段は補足説明資料の 27 頁にあります。
議長	その他何かご意見等ございますか。 (質問・意見なし) 議第 9 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 9 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 10 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局員が挙手し、議長が指名する。)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は 14 ページからご覧下さい。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。 内訳につきまして、(1) 所有権移転は 1 件、(2) 利用権設定は 5 件、(3) 利用権移転はなしとなっております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 それでは個別に説明します。 (1) 所有権移転について 番号 4 この案件は 2 月総会で買入協議、3 月総会で中間管理機構に買入れした場所の売渡しを行う案件になります。 9,086 m ² 、外 3 筆です。 総額 13,620,000 円の売買になります。 現地調査は高橋正樹委員に依頼していましたが、本日欠席のため預かった報告をそのまま読み上げさせていただきます。 11 日に現地確認してきました。まだ田植はしてなくて、水を張っている状態でした。その足で譲受人の家に行って話を聞いてきました。今年から作付けするという話でした。家族労働で頑張っていくと話をしていました。毎年のように田んぼが増えているので、体に気を付けて頑張ってくださいと、付

	け加えてきました。なんら問題ありません。 高橋正樹委員からの報告は以上です。 (2) 利用権設定について 新規設定の案件について補足説明いたします。 番号 20、321 m²、他 1 筆です。 この案件は、去年の秋頃に借人から事務局に話があり、前耕作者の受託が令和 5 年で終わるとのことで、借人をお願いしたいと所有者から話があったようです。その後、所有者が亡くなり、家族内でどこまで話が伝わっているかわからず、改めて、所有者家族から話があれば契約するということで、意思が確認できるまで手続きが保留となっていました。その後、所有者家族でも借人をお願いする意思を確認できたため、契約となりました。 番号 23、4,037 m²、他 23 筆です。 この案件は先日の 2 月総会で契約した場所を、一度解約し対象を追加して再度契約するものです。また、解約については報告事項 2 の番号 6 の案件になります。 一度解約し再度契約する理由は、これから 10 年続く契約書をわかりやすい状態にしておきたいという借人の希望によるものです。 また、条件、終期については前回契約時と同等になります。 番号 24-1、2 この案件は中間管理機構をとおす案件のため、地図は省略しております。 事務局からは以上です。
議長	はじめに、(2) 番号 24-1、24-2 について審議いたします。 この案件は、2 番 大谷浩夫委員に関する案件ですので、大谷委員は一時退席願います。 (大谷浩夫委員 一時退席) それでは、質疑に入ります。ただいまの議案の事務局の説明について、質問・意見等のある方は挙手願います。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 10 号 (2) 番号 24-1、24-2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり許可することに決定いたします。大谷委員は着席願います。 (大谷浩夫委員 着席) 次に、ただいま審議いただいた案件以外について審議いたします。 事務局の説明について、何か質問・意見等はございますか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 10 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 10 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 11 号農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について、事

議長	務局の説明を求めます。
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。
事務局	それでは説明いたします。 この案件は、中間管理機構に預けている出し手の契約は解約せず、受け手のみを変更するものになります。 それでは個別に説明いたします。総会議案書の 29 ページをご覧ください。 1 番については、受け手変更するものです。 2 番については、法人の構成員が耕作していましたが、同集落の新耕作者に受け手を変更するものです。説明は以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。最初に番号 2 について審議します。 この件は 11 番高橋晃弘委員と私に関する案件ですので会長代理の齋藤委員に議長を交代いたします。 (議長を齋藤委員と交代)
議長 (齋藤委員)	暫時の間、議長の職を務めさせていただきます。 それでは、高橋委員と佐藤会長は一時退席願います。 (高橋晃弘委員、佐藤会長 一時退席) それでは議第 11 号番号 2 について審議いたします。何か質問・意見等がございますか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 11 号番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり許可することに決定いたします。高橋晃弘委員、佐藤会長は着席願います。 (高橋晃弘委員、佐藤会長着席) それでは、佐藤会長と議長を交代いたします。 (佐藤 充会長 議長席へ)
議長	それでは次に議第 11 号番号 1 について審議いたします。 何か質問・意見等がございますか。
	(質問・意見なし)
議長	無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 11 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり許可することに決定いたします。 予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし) 無いようですので、これで 5 月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。